

大規模土地利用行為の届出に対する意見（助言・指導）

【資材置場 駐車場】

課かゝい名	助言指導
市民自治推進課	地域自治会及び近隣住民に対して、工事についての情報の周知を積極的に行ってください。
安全対策課	工事車両の入出庫については十分に注意し、周辺の交通安全対策を講じてください。また、本事業完了後においても、周辺道路の車両交通について安全対策に留意してください。
農業水産課	工事及び土地利用に関し、周辺農地に影響を及ぼすことの無いようにしてください。
環境政策課	工事車両の待機時等のアイドリングストップを徹底するとともにエコドライブについても徹底してください。
環境保全課	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発行為により土砂運搬車両の走行による騒音、振動、粉じん等の公害を発生させないよう十分配慮し、周辺住民に工事の日程等を周知してください。 2 開発行為で濁水が発生する場合は、河川を汚濁させないよう、適切に処理し排水してください。 3 造成工事で搬入された土砂等から、周辺地域に地下水汚染を引き起こすことがないよう、確実な施工管理を行ってください。 4 アスファルト舗装等の駐車場整備工事においては、騒音、振動、粉じん、悪臭等の苦情、その他の公害を発生させないよう十分配慮し、周辺住民に工事の日程を周知してください。 5 地下水の出水の可能性のある土地の掘削工事を計画する場合は、止水性が高く、周辺地盤、地下水へ与える影響の少ない工法を選定してください。また、掘削工事の際は、周辺の地盤、地下水位等を監視し、確実な施工管理を行ってください。 6 屋外照明が周辺環境へ影響を及ぼし、周辺住民、農作物などに光害の被害が生じないように、「光害対策ガイドライン」（環境省）等を参考に、照明器具の選定、設置については十分配慮してください。
環境事業センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴い道路の通行止めがある場合、「じんかい収集区域内における諸工事の工事届」を提出してください。また、通行止めの区域内にごみ・資源物の集積場所があり、長期間通行止めになる場合、当該集積場所を移動する必要があります。その際、当該集積場所の利用者及び自治会と調整し「集積場所申請書」にて集積場所の移動の申請をしてください。 2 事業系のごみは原則自己処理となり、市では収集いたしません。収集運搬許可業者に収集を依頼してください。
景観みどり課	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模土地利用行為については、良好な景観の形成を進めるために、景観まちづくりアドバイザー協議と景観まちづくり審議会への報告等について、当課と協議してください。 2 周辺環境に配慮するとともに、新たに植栽する場合は、生物多様性に配慮し、本市が公表している「茅ヶ崎市における推奨樹種（参考）」をはじめとする在来種を中心とした茅ヶ崎らしいみどりの創出に努めてください。

建設総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本申請地に隣接する東側道路敷（市道7504号線）及び西側道路敷（市道7503号線）、南側道路敷（市道7506号線）、北側道路敷（市道7502号線）については境界確定済のため、工作物等を施工し市境界標が移動もしくは紛失する場合には、協議してください。 2 道路敷の境界確定図と現地が合わない場合、また市の境界標がない場合は、境界確定図に基づき申請者において復元を行ってください。
道路管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画敷地内の雨水及び土砂が市道に流出しないようにしてください。 2 計画敷地内の出入り口については、敷地内の砂利等が飛散しないようアスファルト舗装またはコンクリート舗装にて施工してください。 3 公道の通行にあたり、公道を損傷または汚損した場合には、原因者で清掃、原形復旧を実施してください。 4 計画敷地と市道が接する箇所については、断面図を作成し道路境界付近の計画について道路管理課と協議してください。 5 計画敷地に隣接する市道について、防草対策として防草シート及び砂利入れの検討をしてください。
下水道河川管理課	<p>降雨時に地表面の雨水が敷地内から流出しないようにしてください。</p>
農業委員会事務局	<p>付近の農地に影響がないよう被害防除をお願いします。また、トラブル防止のため、隣地同意を取るなど隣地への理解に努めてください。</p>